

04.04

その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について

1. その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定

特許法等においては、次に掲げる手続に関し、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている。

- (1) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特30条4項<sup>\*1</sup>、意4条4項）
- (2) パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書の提出（特43条8項<sup>\*2</sup>）
- (3) 特許出願の分割（特44条7項<sup>\*1</sup>）
- (4) 実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更（特46条5項）
- (5) 実用新案登録に基づく特許出願（特46条の2第3項）
- (6) 特許権の存続期間の延長登録出願（特67条の2第3項括弧書き、特67条の5第3項（改正前特67条の2第3項<sup>注1</sup>）、特施令3条ただし書（改正前特施令3条ただし書<sup>注1</sup>））
- (7) 特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注1</sup>）の規定による書面の提出（特第67条の6第4項（改正前特67条の2の2第4項<sup>注1</sup>））
- (8) 特許料の納付（特108条4項、実32条4項、意43条4項、商41条4項、41条の2第4項、65条の8第5項）
- (9) 既納の特許料の返還請求（特111条3項<sup>\*3</sup>、実34条3項、商42条3項、商65条の10第3項）
- (10) 拒絶査定不服審判の請求（特121条2項、意46条2項、商44条2項）
- (11) 再審の請求（特173条2項<sup>\*4</sup>）
- (12) 出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求（特195条13項<sup>\*5</sup>、実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）
- (13) 実用新案登録の明細書等の訂正（実14条の2第6項）
- (14) 実用新案登録無効審判請求の取下げ（実39条の2第5項）
- (15) 参加申請手数料の返還に係る参加申請の取下げ（実54条の2第6項）
- (16) 補正却下決定不服審判の請求（意47条2項において準用する意46条2項、商45条2項において準用する商44条2項）
- (17) 意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る個別指定手数料の返還請求（意60条の22第3項）
- (18) 商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商9条4項）
- (19) 国際登録の取消し後の商標登録出願（商68条の32第6項）

- (20) マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商68条の33第2項で準用する商68条の32第6項）
- (21) 国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書<sup>※6</sup>の提出（特施規38条の6の3<sup>※6</sup>）
- (22) 国際特許出願又は特許法第184条の20第1項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権書類の提出（特施規38条の14第1項<sup>※7</sup>）
- (23) 国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書<sup>※8</sup>の提出（意施規1条の2）

なお、特許法等においては、「その責めに帰することができない理由」による期間徒過後の救済規定のほかに、「正当な理由」による期間徒過後の救済規定が設けられている（→04.05）。

## 2. 救済されるための要件

救済が認められるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) 手続をすることができる期間（以下「所定の期間」という。）内に手続をすることができなかつたことについて、出願人、権利者、申請者又はその代理人（以下「出願人等」という。）の「責めに帰することができない理由」があること
- (2) 所定の期間内にすることができなかつた手続を救済手続期間内にすること  
なお、上記（1）の「出願人等の責めに帰することができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」<sup>※2</sup>のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由」<sup>※3</sup>をいうものと解されている。

## 3. 救済を受けるための手続

### (1) 救済手続期間

ア. 上記1.（1）、（3）から（5）まで、（8）から（20）まで及び（22）の手続の場合

その責めに帰することができない理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特30条4項<sup>※1</sup>、44条7項<sup>※1</sup>、46条5項、46条の2第3項、108条4項、111条3項<sup>※3</sup>、121条2項、173条2項<sup>※4</sup>、195条13項<sup>※5</sup>、実14条の2第6項、32条4項、34条3項、39条の2第5項、54条の2第6項、12項、意4条4項、43条4項、46条2項<sup>※8</sup>、60条の22第3項、67条9項、商9条4項、41条4項、41条の2第4項、42条3項、44条2項<sup>※9</sup>、65条の8第5項、65条の10第3項、68条の32第6項<sup>※10</sup>、76条9項、特施規38条の14第1項）。

イ. 上記1.（2）の手続の場合

パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、

提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては2月）以内である（特施規27条の3の3第6項1号<sup>※11</sup>、商施規7条の2第3項1号）。

上記以外の場合、パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては2月）以内で所定の期間の経過後6月以内である（特施規27条の3の3第6項2号<sup>※10</sup>、商施規7条の2第3項2号）。

ウ．上記1．（6）の手続の場合

特許権の存続期間の延長登録出願の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（特許法第67条第2項の延長登録出願においては設定登録の日、特許法第67条第4項の延長登録出願においては特許法施行令第2条（改正前特許法施行令第2条<sup>注1</sup>）に規定する処分を受けた日からその理由がなくなつた日までの期間が9月を超えるときは、9月）である（特67条の2第3項括弧書き、特67条の5第3項（改正前特67条の2第3項<sup>注1</sup>）、特施令3条ただし書（改正前特施令3条ただし書<sup>注1</sup>））。

エ．上記1．（7）の手続の場合

特許法第67条の6第1項（改正前特許法第67条の2の2第1項<sup>注1</sup>）の規定による書面の提出は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、1月）以内で同法第1項に規定する日（特許権の存続期間の満了前6月の前日）の後2月以内である（特第67条の6第4項（改正前特67条の2の2第4項<sup>注1</sup>））。

オ．上記1．（21）の手続の場合

国際特許出願における発明の新規性喪失の例外適用を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国内処理基準時の属する日後~~その理由がなくなつた日までの期間が~~7月を超えるときは、7月）である（特184条の14、特施規38条の6の3<sup>※6</sup>）。

カ．上記1．（23）の手続の場合

国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定を受ける際の証明書提出の場合は、その責めに帰することができない理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）を経過する日までの期間（当該期間が国際公表があつた日後~~その理由がなくなつた日までの期間が~~7月を超えるときは、7月）である（意60条の7、意施規1条の2）。

なお、上記ア．からカ．までの救済手続期間は、延長することができず、附加期間を定めることもできない。

（2）手続の方法

上記（1）の救済手続期間内に、所定の期間を徒過した手続を行う。その

際、上申書又は手続書面に設けた【その他】欄（以下「上申書等」という。）において、当該手続をすることができなかつた理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類<sup>注4</sup>を提出しなければならない。ただし、その記載した事実を裏付ける証拠書類は、特許庁長官がその添付の必要がないと認めるときは、添付を要さない。

ただし、上記（１）イ．パリ条約又はパリ条約の例による優先権主張に係る優先権証明書を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合については、方式審査便覧28.21「優先権証明書発行事務の遅滞による提出期間徒過に関する取扱い」により手続をする。

#### 4. 救済の認否の判断

期間徒過後の手続が要件を満たすものか否かの判断は、上申書等の記載に基づき、特許庁長官又は審判長により行われる。

##### （１）救済が認められる場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たすものと判断した場合には、期間徒過後の手続は許容され、手続をした者に対し、救済が認められた旨の通知書が送付される。

##### （２）救済が認められない場合

上申書等の記載に基づき、救済の要件を満たさないと判断した場合には、手続をした者に対し、期間徒過後の手続について、救済の要件を満たさないと判断した理由を記載した却下理由通知<sup>注5</sup>が送付され、弁明する機会が与えられる。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断し、救済が認められないと判断したときは、期間徒過後の手続について出願却下又は手続却下<sup>注5</sup>する。ただし、1.（10）の拒絶査定不服審判の請求及び1.（16）の補正却下決定不服審判の請求については、却下理由通知が送付されることなく、審決をもって却下される（特135条<sup>※12</sup>）。また、1.（19）の国際登録の取消し後の商標登録出願及び1.（20）のマドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願については、当該出願は却下されないが、拒絶の理由が通知される（商68条の34第1項）。

（改訂令和~~2~~3・4）

\*1 特30条4項、特44条7項：実11条1項において準用

\*2 特43条8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1

- 項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
- 注<sup>1</sup> 令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。
- ※<sup>3</sup> 特111条3項：意45条において準用
- ※<sup>4</sup> 特173条2項：実45条1項、意58条1項、商61条において準用
- ※<sup>5</sup> 特195条13項：国際出願法18条3項、国際出願法施規82条2項において準用
- ※<sup>6</sup> 特施規38条の6の3：実施規23条4項において準用
- ※<sup>7</sup> 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用
- 注<sup>2</sup> 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説[第20版]」400頁参照
- 注<sup>3</sup> 平成22年9月22日知的財産高等裁判所判決、平成22年（行コ）第10002号
- ※<sup>8</sup> 意46条2項：意47条2項において準用
- ※<sup>9</sup> 商44条2項：商45条2項において準用
- ※<sup>10</sup> 商68条の32第6項：商68条の33第2項において準用
- ※<sup>11</sup> 特施規27条の3の3第6項：実施規23条2項、意施規19条3項において準用
- 注<sup>4</sup> 証拠書類の例としては、災害に係るり災証明書等の公的な証明書又は疾病等に係る診断書等の当事者以外の第三者が証明した書類がある。
- 注<sup>5</sup> 国際出願法又は国際出願法施行規則において準用する特許法第195条第13項の規定による過誤納返還請求の場合は、却下理由通知及び手続却下の処分書は送付されないが、これらに相当する通知書が送付される。
- ※<sup>12</sup> 特135条：実41条、意52条、商56条1項において準用